

栃木市キャッシュレス決済機器導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する栃木市キャッシュレス決済機器導入支援補助金（以下「補助金」という。）については、栃木市補助金等交付規則（平成22年栃木市規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）による影響が長期間にわたっていることから、キャッシュレス決済を導入する市内事業者に対して、その導入に要する経費の一部を補助することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、もって当該市内事業者の事業の継続及び経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において「キャッシュレス決済」とは、クレジットカード決済、二次元コード決済その他の現金を使用しない電子的な決済をいう。

(交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 令和3年12月31日以前から市内に事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営む者であって、引き続き市内において事業を継続する意思

を有するもの

(2) 市税に関する徴収金に未納がない者

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

(2) 栃木市暴力団排除条例（平成23年栃木市条例第62号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員等（法人にあつては理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体にあつては代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が同条第5号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条第1項に規定する密接関係者である者

(3) 前2号に掲げる者のほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認める者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、令和4年1月26日から同年12月31日までの間に市内の事業所において実施するキャッシュレス決済の導入に要する経費で次に掲げるものとする。

(1) キャッシュレス決済端末及びその附属品（以下これらを「決済端末等」という。）の購入に要する経費

(2) その他市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、補

助対象経費から除くものとする。

- (1) 国又は他の自治体から交付された補助金の交付の対象となった経費
- (2) 割賦払に係る経費
- (3) 既存の決済端末等の更新に要する経費
(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費が3万円未満の場合は、補助金を交付しない。

3 補助金の交付は、1交付対象者に対し1回限りとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、栃木市キャッシュレス決済機器導入支援補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、令和5年1月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 令和3年12月31日以前から市内に事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営んでいることを証する書類
- (2) 栃木市キャッシュレス決済機器導入支援補助金の交付申請に係る誓約書(別記様式第2号)
- (3) 補助対象経費の内訳が分かる書類
- (4) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (5) 補助対象経費に係る決済端末等の設置状況が分かる写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第 8 条 規則第 9 条の規定により、補助金等交付請求書に添える書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類
(実績報告)

第 9 条 この補助金については、規則第 10 条ただし書の規定により、実績報告書の提出を省略するものとする。

(補則)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

- 2 この告示は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別記様式第1号（第7条関係）

栃木市キャッシュレス決済機器導入支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）栃木市長

栃木市キャッシュレス決済機器導入支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

また、この補助金の交付に係る審査のため、市の職員が私（当社）の住民情報及び市税に関する徴収金の納付状況を確認することに同意します。

<p>（申請者） 住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名 電話番号</p>	<p>〔自署しない場合は、記名押印してください。〕 〔法人の場合は、記名押印してください。〕</p>
<p>市内に有する 事業所の所在地</p>	
<p>事業開始年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>円</p>
<p>補助金申請額</p>	<p>円</p>
<p>添付書類</p>	

別記様式第2号（第7条関係）

栃木市キャッシュレス決済機器導入支援補助金の交付申請に係
る誓約書

栃木市キャッシュレス決済機器導入支援補助金の交付を申請するに当
たり、次の事項を誓約いたします。

- 1 栃木市キャッシュレス決済機器導入支援補助金交付要綱（以下「要綱」
という。）第4条第1項に規定する交付対象者の要件を満たしているこ
と。
- 2 要綱第4条第2項第1号及び第2号のいずれにも該当しないこと。
- 3 今後も市内において事業を継続すること。

年 月 日

（宛先）栃木市長

誓約者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

〔自署しない場合は、記名押印してください。〕
〔法人の場合は、記名押印してください。〕